

第5章 計画の効果的実施

第1節 計画の推進体制と各主体の連携

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、国の関係機関、県の関係部局、関連する市町等からなる推進体制を整備する。当該組織を通じ、計画推進主体間の連携を図るとともに、相互協力体制の強化に努め、計画の効果的な実施を図る。

2 各主体との連携

本計画の実行を期するためには、国、県、市町はもとより、事業者及び地域住民の協力が不可欠であることから、次の協力体制の確保を図る。

(1) 関係機関との連携

国の関係機関、県の関係部局及び市町と密接な連携を図り、相互協力体制のさらなる強化に努める。

県の公害対策行政組織は、図5-1-1、関係市町の公害担当課等は表5-1-1のとおりである。

また、環境保全関係協議会等の状況については、表5-1-2のとおりである。

(2) 事業者との連携

事業者に対しては、大規模な事業所が集中して立地している地域において、公害関係法令を補完するものとして、大気汚染防止、水質汚濁防止、騒音防止等を内容とした環境保全（公害防止）協定を主要事業所と締結し、当協定に基づき必要に応じ協力の要請を行うとともに、適切な指導を行うなど、計画の推進を図る。

平成14年3月現在、協定を締結している事業所は表5-1-3のとおりである。

また、地球環境問題や産業廃棄物の増大など新たな環境問題に対応した新協定への見直しを図る。

(3) 住民との連携

地域住民に対しては、県及び市町の広報を通じて計画の趣旨を明らかにするとともに、施策の実施に際し必要に応じて地域住民の意見を聞き、その結果を施策に反映することにより、計画の推進に当たっての理解と協力を求める。

表5 - 1 - 1 関係市町公害担当課

市町名	部(局)名	課室名
神戸市	環境局 保健福祉局健康部	環境政策課、地球環境課、環境保全指導課、 環境審査室 環境保健研究所
姫路市	環境局生活環境部	環境保全課、環境衛生研究所
尼崎市	美化環境局環境対策部 健康福祉局	環境政策課、公害対策課 公害健康補償課、衛生研究所
明石市	環境部	環境政策課
西宮市	環境部 環境緑化部	環境監視センター 環境保全課
芦屋市	生活環境部	環境管理課
伊丹市	みどり環境部 空港室	環境保全課 ――
加古川市	環境部	環境政策課
宝塚市	環境経済部環境政策室	環境管理課
高砂市	生活環境部	環境保全課
川西市	生活人権部市民生活室 都市再生部	環境政策課 空港周辺整備室
播磨町	生活部	産業生活課

(注)平成14年9月1日現在

表 5 - 1 - 2 環境保全協議会等

	組織の名称	組織の主な構成員
県内の組織	兵庫県環境保全管理者協会	公害防止管理者の育成、生活環境の保全に関する事業を行う団体
	(社)兵庫県産業廃棄物協会	生活環境の保全に関する事業を行う産業廃棄物の処理業者の団体
	兵庫県大気環境保全連絡協議会	県、関係市町、事業場、運輸業者、衛生団体等
	兵庫県瀬戸内海環境保全連絡会	県、瀬戸内海関係市町、事業場、漁業団体、衛生団体、環境調査団体等
	(財)ひょうご環境創造協会	環境適合型社会の形成を目指して、県民事業者の参画のもとに、実践活動を推進している団体
	兵庫県フロン回収・処理推進協議会	県、関係市町、カーエアコン、業務用冷凍空調機器、家電製品等関係事業者及び団体
	自動車公害防止対策連絡会議	国、県、日本道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、大気汚染防止法に基づく政令市
	国道43号・阪神高速神戸線環境対策連絡会議	国、県、関係市、阪神高速道路公団
県域を越える組織	近畿大気汚染常時監視連絡会	近畿各府県、大気汚染防止法の政令市
	瀬戸内海環境保全知事市長会議	瀬戸内海関係13府県の各知事、5政令市、10中核市の市長
	(社)瀬戸内海環境保全協会	瀬戸内海の関係地方団体、瀬戸内海の環境保全を行う団体
	大阪湾環境保全協議会	大阪湾岸の3府県16市6町
	京阪神6府縣市低NOx車普及促進協議会	京阪神の6府縣市

(注)平成14年3月31日現在

表5 - 1 - 3 環境保全（公害防止）協定の締結状況

（平成14年3月31日現在）

協定名	最終改定年月日	事業所数	対象基準	備考
関西電力（株） 姫路第一発電所 姫路第二発電所	平成3年8月20日	2	大規模発生源	環境保全協定
出光興産（株） 兵庫製油所	昭和54年1月10日	1	〃	公害防止協定
新日本製鐵（株） 広畑製鐵所	平成6年4月19日	1	〃	環境保全協定
（株）神戸製鋼所 加古川製鉄所 関西熱化学（株） 加古川工場	昭和51年2月13日	2	〃	公害防止協定
姫路市域	昭和55年3月31日	27	重油使用量 3 KL / 日	公害防止協定
尼崎市域	昭和58年3月23日	39	排出ガス量 10,000 Nm ³ / 時 排水量 / 日	公害防止協定
明石市域	昭和53年2月23日	19	重油使用量 2 KL / 日 排水量 500 m ³ / 日	公害防止協定
西宮市域	昭和60年2月25日	8	排出ガス量 10,000 Nm ³ / 時 排水量 1,000 m ³ / 日	環境保全協定
伊丹市域	昭和61年8月6日	14	排出ガス量 10,000 Nm ³ / 時 排水量 1,000 m ³ / 日	環境保全協定
加古川市域	昭和52年2月23日	13	重油使用量 3 KL / 日 排水量 500 m ³ / 日	公害防止協定
高砂市域	昭和52年3月12日	24	重油使用量 3 KL / 日 排水量 500 m ³ / 日	公害防止協定
播磨町域	昭和53年3月31日	5	重油使用量 3 KL / 日 排水量 500 m ³ / 日	公害防止協定
加古川・播磨	昭和53年3月15日	2	重油使用量 3 KL / 日 排水量 500 m ³ / 日	公害防止協定
明石・播磨	平成元年6月27日	2		環境保全協定
合計		159		